

令和3年4月20日

保護者様

愛知県立三好高等学校長 古井成之

「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた御家庭での対応について（お願い）

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年4月16日付けで、本県は4月20日（火）から5月11日（火）までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされ、知事からはメッセージ（県HP参照）が発出されました。これにより、本県全体の地域の感染レベルは、感染拡大局面であることから「レベル2」と最高の「レベル3」を組み合わせた対応となります。

特に最近急増している変異株陽性者においては、新規陽性者に占める20代以下の割合が高いことが統計上明らかになっており、若年者が無症状や軽症のまま活発に行動し、感染を拡げることが懸念されております。このような中、各御家庭におかれましては、感染予防意識を一層高めて生活されていると存じます。

つきましては、学校としましてはお子様が安全・安心な学校生活や寄宿舎生活を送れるよう、最善を尽くしてまいります。各御家庭におかれましても改めて下記について御協力願います。

#### 記

- 1 不要不急の外出や県をまたぐ移動について、自粛願います
- 2 友達同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、平日の放課後だけではなく、休日においても自粛させてください。
- 3 日頃から必要な感染対策（マスクの着用、咳エチケット、手洗い、3密対策等）を心掛けてください。
- 4 家族も含めた毎朝の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合は登校を控え、かかりつけ医等へ相談してください。（出席停止の取扱は4月9日付保護者宛文書をご覧ください。）
- 5 お子様が、新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者として特定されたりした場合（保健所から連絡があります）、必ずその指示に従うとともに、学校へ連絡をしてください。

なお、校内で陽性者が出た場合であっても「臨時休業」を行わないことがあり、この場合は御家庭等への御連絡はしませんので御承知おきください。

【問い合わせ】 教頭 野田、石塚

TEL 0561-34-4881